

出産要件で利用申込される方の同意書

出産要件の特定保育施設等利用申込児童について、申込有効期間、又は出産要件終了後の在籍については以下のとおりとなることに同意いたします。

出産要件（出産月を挟んで前後 2 ヶ月・多胎児は産前は 4 ヶ月）

いずれかにチェックし、以下の必要書類をご提出ください。

1. 出産要件のみ入所希望のため退所 注) 利用不可の場合は、出産要件終了とともに申込取下げとなります。

2. 出産要件終了後、就労要件に変更 A : 出産要件終了後すぐに復職

B : 復職準備期間（3 ヶ月）取得希望

注 1) 出産前に在籍していた勤務先に復職する場合に限りです。

注 2) 出産予定のお子さまの保育園等の入所の可否にかかわらず復職することが必要です。

注 3) 入所不可の場合は、出産要件終了とともに申込取下げとなります。

3. 出産要件終了後、就労要件以外の要件（求職・就学・介護等）に変更

提出書類		
1		出産要件終了月で退所。出産要件終了月の 15 日までに「退所届」をご提出ください。
2-A		出産要件終了月翌月 1 日までの復職日の記載ある「復職証明書」を出産要件終了月の 15 日までに提出ください。
2-B	復職証明書 (1 回目)	出産要件終了月の 15 日までに、復職準備期間終了月翌月 1 日までの復職日の記載ある「復職証明書」を提出ください。 その提出をもって復職準備期間に要件変更いたします。
	復職証明書 (2 回目)	復職準備期間最終月 15 日までに、復職準備期間終了月翌月 1 日までの復職日の記載ある「*復職証明書」を改めて提出ください。 ※復職準備期間終了月 1 日以降の発行日のものをご提出ください。
3		該当する要件書類を出産要件終了月 15 日までに提出ください。

令和 年 月 日

住.....所.....国立市.....

保護者氏名.....

児童氏名.....

児童生年月日.....年 月 日

係使用欄
(お渡し済み)

--